

## 兵庫県告示第624号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成27年7月21日

兵庫県知事 井戸 敏三

### 1 起業者の名称

豊岡市

### 2 事業の種類

豊岡市立円山川運動公園移転整備事業及びこれに伴う附帯事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

兵庫県豊岡市下鶴井字船戸、字樋口及び字江向地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

豊岡市立円山川運動公園移転整備事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号が規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

#### (1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、国土交通省の円山川水系河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）に基づく一級河川円山川水系円山川の治水安全度の向上を目的に実施する遊水地整備事業により、移転を余儀なくされる豊岡市立円山川運動公園（以下「現公園」という。）の代替施設整備事業である。

本件事業のうち、移転整備する新たな公園は法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当し、また、本体事業と一体的に施行する調整池及び公園への進入路は、法第3条第35号に掲げる「事業のために欠くことができないその他の施設」に該当するものと認められる。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

#### (2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である豊岡市は、移転整備する新たな公園の基本計画を円山川運動公園誘致推進委員会等関係者と協議の上策定しており、かつ、本件事業に必要な財源措置を講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

#### (3) 法第20条第3号要件について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

##### (7) スポーツによる交流の維持、推進

豊岡市では、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条に基づき、市民の誰もが体を動かす機会を持ち、楽しむことができる環境整備と、地域の特色を生かしたスポーツ施策の推進による「大交流」の実現を図ることを目的に、「豊岡市スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）を平成25年3月に策定した。

移転を要する現公園は、多目的グラウンド、多目的広場やゲートボール場などを備え、少年野球、サッカー、グラウンドゴルフなど多様な種目に使用されており、特に少年野球では、標準的な少年野球場4面を確保することができる但馬唯一の施設で、豊岡市内や但馬地域だけでなく、全県的な規模の大会も開催しており、市民の交流の場でもあり、推進計画の中核を担う施設のひとつである。

したがって、現公園が利用できなくなれば、これまでの交流人口の維持ができず、推進計画に基づく施策の推進に大きな支障が生じる。

豊岡市内には、現公園のほかにも多目的グラウンドを有する施設は点在しているが、規模が小さく、現公園がなくなれば、これまでのような1,500人規模の大規模な大会は分散開催せざるを得なくなり、会場間の移動等に要する時間的損失や会場移動に伴う交通事故発生の懸念等の支障を来すことになる。

こうしたことに対処するため、代替施設の整備が必要となったもので、新たな公園の整備により、時間的損失や事故発生の懸念等がなくこれまでどおり各種大会の開催が可能となり、推進計画に基づ

く施策の継続的な推進が可能となる。

(f) 環境学習の場等としての活用

豊岡市は、新たな公園を“人と人”、“人と生き物”、“人と自然”の調和、共生、交流をコンセプトに、周辺の環境との調和や生態系に配慮し、グラウンドの周囲に緑地部分を配置したり、ビオトープを整備するなど、本格的なスポーツのみならず自然の中での時間を楽しめるような運動公園に整備するとしている。

これによって、環境教育や環境学習の取組みなどを展開する場として活用できるとともに、各種大会に訪れる市外の人々に対して、豊岡市が取り組む環境を基軸としたまちづくりを発信していくことができる。

(g) 治水安全度の向上

豊岡市では、平成16年10月の台風23号による洪水で、市全体で死者7名、負傷者51名、浸水家屋7,944戸、浸水面積4,083ヘクタール等の甚大な被害が発生した。

その後、国土交通省において、平成20年1月に治水、利水、環境等の河川整備の基本的な方針を長期的な視点で定めた「河川整備基本方針」が、平成25年3月には河川整備計画が策定された。

(1)で述べたとおり、本事業が実施されることによりはじめて河川整備計画に基づく遊水地の整備が可能となり、これにより洪水時に約30センチメートルの河道水位低減が図られる計画であり、市内の浸水被害の軽減に大きく寄与するものと考えられる。

(h) 湿地の再生

現公園の周辺は、これまで牧草地やそば栽培などの乾地農業に利用されてきたが、本事業が完了すれば、移転跡地は周辺農地とともに国土交通省によって現地盤が切り下げられて遊水地となる。

遊水地では、湿地が再生される計画であるが、湿地の再生によって昆虫類、魚類、両生類等の多様な生物の生息環境が復元されることとなる。

なお、既に国土交通省が河川整備計画に基づき湿地を再生した加陽地区では、コウノトリの採餌行動が確認されている。

以上、(ア)から(エ)のことから、本事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

イ 本事業の施行により失われる利益について

(1) 農地（水田）の減少

起業地は、コウノトリの試験放鳥開始と同時期の平成17年から、国土交通省の河川整備事業による河床掘削土砂の仮置場として周辺の水田とともに約2メートルから約3.5メートルの高さに盛土された約34ヘクタールの北端部に位置しており、起業地以外の土砂仮置場は平成27年度にはかつての水田の姿に復元されることになっているが、本事業が施行されると、約9.3ヘクタールの水田が復元されなくなる。また、水田を含め農地には、大雨の際、雨水を一時的に貯留する働きがあり洪水の発生を防止する役割も果たしているが、水田に復元されないことでこの雨水貯留機能が消失することになる。

(2) コウノトリの餌場の減少

コウノトリは、嘴で水中や泥中を探り歩きながら採餌するので、昆虫類、魚類、両生類等が豊富に生息する適度な水深の湿地を餌場とするとされているが、本事業が施行されると約9.3ヘクタールが水田に復元されず、期待されていたコウノトリの餌場が創出されなくなる。

(3) 貴重動物等の生息環境への影響

起業地が所在する豊岡市下鶴井地区周辺には広大な水田地帯が広がっており、水田地帯や近接する円山川では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物であるコウノトリ、「環境省レッドリスト（第4次）」に掲載されている絶滅危惧ⅠA類のイチモンジタナゴ、同ⅠB類のヒヌマイトトンボ、同Ⅱ類のメダカ、準絶滅危惧種のトノサマガエル、チュウサギ、「兵庫県版レッドデータブック2003」に掲載されているAランクのアリアケモドキ、Cランクのシュレーゲルアオガエル等の貴重種の生息が確認されている。

起業地周辺の水田地帯では、上記の貴重動物のほか、ドジョウ、タモロコ・フナ類、ナマズ等の魚類やアマガエル等の両生類等が生息し、コウノトリの採餌行動が確認されている。さらに、起業地から約160メートル離れた位置に設置されている赤石巣塔では、平成22年度及び平成27年度にコウノトリの営巣が確認されている。

本事業が施行されると、約9.3ヘクタールが水田に復元されなくなるので、コウノトリをはじめとする貴重動物の生息環境への影響が懸念される。

特に、コウノトリは、観察の場合でも150メートル程度の距離を置くことが必要と言われており、起業地と赤石巣塔との距離が極めて近く繁殖に影響があるとの指摘がなされている。工事中の騒音、排気ガスや濁水等だけでなく、運動公園の供用後には、多数の利用者による歓声や騒音、排気ガス等、コウノトリにとっての嫌悪要因が生じるおそれがあり、起業地だけでなくその周辺を含めた地域での採餌行動や赤石巣塔での繁殖への影響が懸念される。

(2) 水質悪化の懸念

市民の運動公園利用に伴う水質悪化により、水生動物に悪影響をもたらすおそれが懸念される。

こうした失われる利益について、起業者は次のよう取組みを実施し、各種の対策を講ずるとしている。

起業者は、起業地がかつて持っていたコウノトリをはじめとする貴重動物の生息環境としての水田の機能を回復するため、起業地約9.3ヘクタールのなかに、約1.0ヘクタールの緑地及び約1.6ヘクタールのビオトープを設け、約0.5ヘクタールの調整池とあわせた約3.1ヘクタールの緑地や水辺環境を創出することとしている。

なかでも、コウノトリについては、緑地部分を利用して周辺農地から運動公園のグラウンドを遮蔽したり、供用後は、運動公園外周の管理用道路の使用を管理上必要最小限にとどめるなどの措置を講じ、採餌行動に配慮し、本件事業の影響を最小限に抑えるほか、鳥類及び昆虫類等に影響を与えるおそれのある夜間照明設備は設置しないこととしている。

工事にあたっては、低騒音・排ガス対策型建設機械を使用し、コウノトリの営巣時期には工事を中断する工程を組むなどの配慮をすることとしている。

また、起業者は、赤石巣塔を適切な場所に移設するなどの対策も検討するとしており、関係機関、関係団体、地域及び学校等から構成される円山川運動公園移転整備事業連絡調整会（仮称）を設置し、巣塔の移設のみならず、運動公園の整備や運営について、起業者に適切な指導、助言を行う体制もとられている。

さらに、本件事業が完了すれば、移転跡地は周辺農地とともに国土交通省によって中郷遊水地として整備され、大規模な湿地環境の再生が行われる計画となっている。

このような起業者の取組みに加え、コウノトリの生息環境に関しては、豊岡市や国土交通省が次のような取組みを行っている。

豊岡市では、コウノトリの野生復帰事業を進めているが、その観点から、人里の中にコウノトリも住める環境を創造しようとするもので、人間とコウノトリがお互いに折り合いながら共生を進めるものである。

そのため、同市では、独自の施策として、コウノトリの餌となる水生生物の繁殖・生息に配慮し、農家の協力を得て水田への冬期湛水や早期湛水、水稻苗の深水管理、中干しの作業の延期、無農薬や減農薬等による水稻栽培である「コウノトリ育む農法」の普及に取り組んでいる。

その結果、平成17年に約41.7ヘクタールであった同農法による水田が平成26年には約292.7ヘクタールにまで増加しており、冬期湛水の水田も約251.7ヘクタールとなっている。

さらに、各小学校区で総計12.4ヘクタールのビオトープが整備されている。

また、同市は、円山川下流の戸島地区において、湿地を「ハチゴロウの戸島湿地」として整備し、約3.8haの湿地再生も行っている。

国土交通省は、土砂仮置場となっている起業地周辺を水田に復元するとともに、治水目的を達成しコウノトリの餌場となるよう、河川内に大規模な湿地環境の再生などを行うことにより、かつてコウノトリが多く生息していた昭和初期程度の湿地面積約160ヘクタールの確保と良質な湿地の再生を目指しており、湿地整備着手前（平成16年度時点）の約82ヘクタールから、平成26年度までに約132ヘクタールの湿地が創出されている。

このように、本件事業に関連した起業者による湿地環境の整備やその他の対策が講じられ、コウノトリの餌場となる環境を創出する工夫がなされるとともに、豊岡市や国土交通省による湿地再生、湿地創出の取組みによりコウノトリの餌場となる区域が広がるならば、本件事業の施行によって起業地が水田に復元されないとしても、コウノトリの餌場の減少や貴重動物等の生息環境への影響といった失われる利益に対する相当程度の代替措置となりうると考えられる。

起業地周辺に生息するコウノトリ以外の貴重動物に対する工事中の騒音、排ガス、濁水等の影響について、起業者は、汚濁防止用フェンスの設置、低騒音・排ガス対策型建設機械の使用等によって軽減を図ることとしている。

なお、ヒヌマイトトンボは、主な生息場所が円山川河川区域内であるため、直接的な影響は少ないと考えられるが、調整池をその生息場所となりうるよう配慮して整備を行うとしている。

本件事業の施行に伴う水田の持つ雨水貯留機能の消失については、国土交通省が下鶴井地区に設置している仮設の排水ポンプが常設化され、この地区の排水機能が增強されることになっており、また、起業者は、運動公園の敷地への降雨を調整池に流入させて河川に流出させることとしている。

運動公園で発生する汚水は、公共下水道によって処理されるので、周辺への影響はないと考えられる。

起業地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき総合的に農業の振興を図る農業振興地域に指定され、ほ場整備されている地域であるが、農地の集積化を図ることにより効率的、安定的な農業経営を図ることもできることから、地域の農業経営に与える影響は小さいと判断される。また、起業者は、当該土地を起業地に編入することについて、農業振興地域内の具体的な農地利用計画を策定している部局に意見照会し、異議ない旨の回答を得ている。

なお、起業地はラムサール条約湿地に近接するものの、ラムサール条約湿地内ではないことから、ラムサール条約上の制約を受けるものではない。

起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により、保護のため特別な措置を講ずべき埋蔵文化財は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は相当程度抑えられるものと認められる。

#### ウ 起業地の選定について

起業地として約9.3ヘクタールの用地が必要となるが、起業者は、大規模な造成工事等を伴うことなく当該面積を確保できる18箇所の候補地を選定し、現公園が旧豊岡市内にあることや利用者の利便性の確保等を考慮して3箇所に絞った上で、社会的、技術的、経済的条件の3つの観点から起業地選定を行っている。

##### (7) 社会的条件

###### a 交通条件

幹線道路から接近性に優れアクセスも良く、利便性の確保が図られる場所であること。

###### b 環境条件

盛土造成に伴う貯水断面減による治水上の新たな不安が生じないこと。

##### (8) 技術的条件

盛土造成による周辺土地への沈下などの影響が少ないこと、工事の施工に際して、地域住民に対する騒音、振動等の影響が少ないこと。

##### (9) 経済的条件

事業費（用地費、工事費等）を軽減でき、経済性に優れていること。

起業地は、先に述べた3つの観点から、第1案（豊岡市下鶴井地内、申請案）、第2案（同市森津地内）及び第3案（同市長谷地内）について比較考量のうえ選定されている。

社会的条件のうち、交通条件については、市街地との距離や公共交通機関の利便性等から第2案が最も優れており、第1案、第3案はやや劣っている。

環境条件については、いずれの案も現状の農地を盛土造成するので貯水断面減となるが、その貯水性を補うために新たな排水ポンプの設置が必要となる第2案、第3案に比較して、既に盛土造成がなされ、排水ポンプも設置されている第1案が最も優れている。

技術的条件については、新たに盛土造成が必要となり周辺土地の沈下等の影響が懸念される第2案、第3案に比較して、国土交通省が既に土砂仮置場として盛土しており周辺土地の沈下等の影響が少ない第1案が最も優れている。

経済的条件については、新たに盛土造成が必要となる第2案、第3案に比較して、造成費が軽減される第1案が最も優れている。

以上のとおり、申請案としては、社会的、技術的かつ経済的な面から総合的に判断して、3案の中で最も均衡のとれた第1案が選定されており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

#### エ 総合的判断

アで述べたところの得られる公共の利益と、イで述べたところの失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるの

で、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)ア(ア)で述べたとおり、国土交通省の河川整備計画による事業の実施に伴い現公園が利用できなくなれば、推進計画に基づく施策の推進や市民サービスなどに支障が生じることから、代替施設の整備が急務となっている。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業により整備する多目的グラウンドは、一般的に必要な面積をもとに従前の利用状況を斟酌し設計され、その他駐車場等の施設についても現状や一定の推計方法により必要な面積を算定しているものであり、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業に係る起業地の範囲は適切であると認められる。

ウ 収用又は使用の別の合理性

起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

エ 総合的判断

ア、イ及びウで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要がある、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

豊岡市役所地域コミュニティ振興部スポーツ振興課